

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年 5月19日 No. 15

J R 東海労新幹線関西地本
強制出向裁判プロジェクト

本社が「エムティー」からの西さんの出向取り消しを拒否！

5月13日、J R 東海労本部の申し入れ（西組合員の出向を直ちに解除し、元職場の大阪第一運輸所の乗務員として復職させること）に対して本社から回答がありました。

本社の回答は「出向を含めた人事異動については、従来から業務上の必要性に基づき、本人の適性・能力および希望等を勘案して実施している」です。これは、関西支社が地本に回答した「今後も54才原則出向の趣旨を踏まえ対応する」と同じで、本社も「エムティー」からの西さんの出向取り消しを拒否したことになります。

本部は「エムティーからの二度にわたる出向取り消しは出向先会社の都合である。過去にも出向先会社の都合として出向を取り消している。西さんを直ちに大阪第一運輸所に復職させる」などと本社を追及しました。

本社は「出向先会社の都合となれば何らかのアクションがあるが、今現在エムティーで働いているので理由はそれではない」「会社間でのやりとりは話せない。結果的にエムティーで働いている以上、出向取り消しの状況にはない」と回答しました。

本社（関西支社）は、西さんの出向取り消しを拒否するために、「エムティー」とのやりとりを隠蔽し、結果的にという言葉で誤魔化すなどして、西さんに対する「エムティー」への強制出向を取り消さず断行（継続）してきました。

強制出向裁判「第2回口頭弁論」開廷する。

5月16日、強制出向裁判（地位確認等請求事件）の第2回口頭弁論が大阪地裁809号法廷において開廷されました。原告（下茂さん、西さん）からは、会社の答弁書、準備書面に対する準備書面を提出しました。

会社は「原告は、出向先会社での就労を条件とする新たな専任再雇用契約を締結し、出向先会社で就労している」と主張しています。会社は「原告は出向に反対しておらず同意している」とするために、専任社員雇用契約は新たな契約であると主張しています。しかし、専任社員雇用契約は定年退職し専任社員を希望すれば、就業規則や専任社員就業規則に基づき、「新たな契約」ではなく一連の流れとして専任社員に雇用されます。また、会社は「専任社員雇用契約は出向先会社での就労を条件とする契約」と主張しています。しかし、専任社員就業規則に「専任社員は定年退職時に従事している業務に従事する」とあるように、専任社員を希望すれば専任社員就業規則に基づき、「条件」というものではなく必然的に出向先会社での就労になります。

次回（第3回口頭弁論）は、7月15日10時30分からになります（法廷は未定）。

「エムティー」との西さんの就労条件の団体交渉は
5月30日14時から「エムティー」本社で開催されます。